

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年2月まで

夫の年金裁定時に、昭和52年7月から53年2月までの期間は国民年金に未加入との回答を得た。しかし、申立期間中は実家で自営業（漁業）の事務を手伝っており、毎月20日頃集金に来ていたA市職員に、固定資産税・市県民税などと共に家族4人分の国民年金保険料を支払っていた。両親及び弟の3人は国民年金保険料を納付した記録となっているのに、私だけ納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は実家で自営業を手伝っており、毎月集金に来ていたA市職員に、申立人を含む家族4人分の国民年金保険料を支払っていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録では、申立人は昭和51年2月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、次に国民年金被保険者資格を再取得したのは60年7月4日となっている上、当該記録は、申立人の所持する年金手帳に記載されている記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間を含む昭和51年12月から59年3月までに、A市で国民年金手帳記号番号が払い出されている3,100人について調査したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は家族4人分の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、被保険者原票によれば、申立人の両親及び弟は申立期間のうち昭和53年1月から同年3月までの保険料を過年度納付した記録となっており、申立人の主張とは整合しない。

加えて、A市は、「当時の記録は残っていないが、市税については収税課、国

民年金保険料については年金担当課が徴収事務を担当し、個人の状況によっては、自宅を訪問して徴収を行うこともあったと思われる。しかし、当時も現在と同じく、市税と国民年金保険料は別物として考えており、収税課又は年金担当課の職員が市税と国民年金保険料を同時に徴収することは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。